⑩　売却不動産等の売却にかかる消費税およびその他売却不動産等の売却に関連して課税される公租公課
⑪　当該売却不動産等の価値増大に寄与した費用でビジネスプランに基づいて関係更生担保権者の同意があるもの。ただし、１項目につき1000万円を超えるときは裁判所の許可を要する。
⑫　入札を行った場合はこれに要する費用その他売却不動産等の売却にあたり生ずる費用（ただし、関係更生担保権者と協議の上、合理的な金額を定める。）

【更生協力金】

売却不動産等の売却代金から必要費用を控除した残額の７％相当額。なお、更生協力金の使途は、うち2.5％は一般更生債権者に対する弁済原資とし、残り4.5％はＰＲＬの事業継続資金とする。

ウ　担保弁済額の限度額

担保弁済額が、当該売却不動産等にかかる担保権の極度額等を上回る場合、担保弁済額は極度額等を上限とする。なお、極度額等とは、以下の内容とする。

①　抵当権・・・・被担保債権額（元本、開始決定日の前日までの利息・損害金および開始決定後１年後までの利息・損害金に限る。）
②　根抵当権・・・極度額（ただし、被担保債権額（元本、開始決定日の前日までの利息・損害金および開始決定後１年後までの利息・損害金に限る。）が極度額を下回る場合は被担保債権額）

エ　複数の更生担保権が存在する場合の処理

①　同順位に複数の更生担保権が存在する場合

同順位に複数の更生担保権が存在する場合は、前記アおよびイに従って算出した金額を、各更生担保権者の当該売却不動産等にかかる担保権の極度額等を基準に按分した金額をもって各更生担保権者の担保弁済額とする。

②　順位の異なる更生担保権が存在する場合

順位の異なる更生担保権が存在する場合は、その順位に従って、前記アおよびイに従って算出した金額を各更生担保権者の当該売却不動産等にかかる担保権の極度額等まで順次充当し、その金額をもって各更生担保権者の担保弁済額とする。

③　更生担保権額が確定しないときの処置

複数の更生担保権が存在する場合で、当該売却不動産等にかかる更生担保権が確定しないときは、換価および担保弁済額を算出するためには、関係更生担保権者全員の合意を要するものとする。

オ　敷金の取扱い

賃借人付売却不動産等の売却に際し、買主が敷金を承継することに伴い、敷金相当額を不動産売却代金から控除するときは、控除後の金額をもって、担保弁済額算定の前提としての売却代金とする。

⑷　権利の変更および弁済

ア　担保弁済額が別表６－２（省略）記載の当該売却不動産等にかかる「新しい債権額」欄記載の額以下の場合（不足額の処理）

㋐　担保弁済額の弁済

担保弁済額が別表６－２（省略）記載の当該売却不動産等にかかる「新しい債権額」欄記載の額以下の場合は、当該売却不動産等の売却代金の全額を受領した日（以下「担保弁済額確定日」という。）から３か月以内に担保弁済額を弁済する。

㋑　不足額の処理

当該不足額については、担保弁済額の弁済時に全額免除を受ける。

イ　担保弁済額が別表６－２（省略）記載の当該売却不動産等にかかる「新しい債権額」欄記載の額を超過する場合（超過額の処理）

㋐　担保弁済額の弁済

担保弁済額が別表６－２（省略）記載の当該売却不動産等にかかる「新しい債権額」欄記載の額を超過する場合は、担保弁済額確定日から３か月以内に別表６－２（省略）記載の当該売却不動産等にかかる「新しい債権額」欄記載の額を更生担保権として弁済する。

㋑　超過額の処理

当該超過額については、その全額を更生担保権に対する弁済とみなして、担保弁済額確定日から３か月以内に弁済する。

⑸　担保権の放棄

ア　担保権の放棄

更生担保権者は、管財人に対する書面による意思表示により、いつでも担保権を放棄することができる。この場合、更生担保権者は、当該担保権抹消に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。抹消登記に要する費用はＰＲＬの負担とする。

イ　放棄後の権利の変更および弁済

前記アにより放棄された担保権にかかる別表６－２「存続する担保権一覧表（分類①）（売却不動産および信託受益権）」（省略）の「新しい債権額」相当の更生担保権の権利の変更および弁済については、前記⑷アの規定を適用する。ただし、その適用にあたっては、担保弁済額を０円とみなし、「担保弁済額確定日」は「担保権の放棄の日」と読み替える。

⑹　売却することができない売却不動産等がある場合の措置

更生計画認可決定確定後３年間を経過しても売却することができない売却不動産等があるときは、以下に従って当該売却不動産等を処分するものとする。

ア　管財人による売却

更生計画認可決定確定後３年間を経過しても売却することができない売却不動産等があるときは、管財人は、前記⑴の規定にかかわらず適宜の方法によりこれを売却する。この場合、管財人は、売却条件を各関係更生担保権者へ２か月の猶予期間をもって通知し、各関係更生担保権者がその猶予期間内に通知された売却条件を上回る条件での購入者を推薦したときは、その購入者を買主とする。

イ　競売申立て

㋐　前記アの猶予期間内に、関係更生担保権者全員の合意が成立したときは、関係更生担保権者は、同日を期限として、これにつき競売手続開始申立てを行うことができる。当該売却不動産等を目的とする担保権にかかる別表６－２「存続する担保権一覧表（分類①）（売却不動産および信託受益権）」（省略）の「新しい債権額」相当の更生担保権の権利の変更および弁済については、前記⑷を適用する。ただし、その適用にあたっては、競売手続による配当金を担保弁済額とみなし、「担保弁済額確定日」は「配当金受領日」と読み替える。この場合、必要費用および更生協力金の控除は行わない。

㋑　別表６－３「存続する担保権一覧表（分類②）（売却不動産）」（省略）記載の担保権については、その担保権の順位に従って、配当を受けることができ、配当を受ける場合の権利の変更および弁済については、前記㋐と同様とする。